

第 2 1 回尼崎市議会定例会市長提出予定案件

1 議案の数及び名称

(1) 議案の数

種 別	決 算 認 定	予 算	条 例	その他	計
件 数	5	2	3	1 0	2 0

(2) 議案の名称

<決算認定>

- 認定第 1 号 令和元年度尼崎市歳入歳出決算について
- 認定第 2 号 令和元年度尼崎市水道事業会計決算について
- 認定第 3 号 令和元年度尼崎市工業用水道事業会計決算について
- 認定第 4 号 令和元年度尼崎市下水道事業会計決算について
- 認定第 5 号 令和元年度尼崎市モーターボート競走事業会計決算について

<予算>

- 議案第 7 6 号 令和 2 年度尼崎市一般会計補正予算（第 8 号）
- 議案第 7 7 号 令和 2 年度尼崎市特別会計国民健康保険事業費補正予算（第 2 号）

<条例>

- 議案第 7 8 号 尼崎市市税条例の一部を改正する条例について
- 議案第 7 9 号 尼崎市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 8 0 号 尼崎市遊技場及びラブホテルの建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例について

<その他>

- 議案第 8 1 号 工事請負契約について（立花南生涯学習プラザ及び大西保育所新築工事）
- 議案第 8 2 号 工事請負契約について（立花南生涯学習プラザ及び大西保育所新築工事のうち電気設備工事）
- 議案第 8 3 号 工事請負契約について（立花南生涯学習プラザ及び大西保育所新築工事のうち機械設備工事）

議案第 8 4 号	権利の放棄について（災害援護資金の貸付けを受けた者の連帯保証人に対して有する権利）
議案第 8 5 号	工事請負契約について（北難波保育所改築工事）
議案第 8 6 号	令和元年度尼崎市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
議案第 8 7 号	令和元年度尼崎市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
議案第 8 8 号	令和元年度尼崎市モーターボート競走事業会計未処分利益剰余金の処分について
議案第 8 9 号	市道路線の認定について
議案第 9 0 号	工事請負契約の変更について（港橋耐震補強（その 2）工事）

2 その他の報告

(1) 議会の指定に基づく専決処分

・ 和解及び損害賠償の額の決定

交通事故	3 件	2 4 9, 4 3 2 円
その他の事故	3 件	9 1, 7 5 4 円

(2) 尼崎市債権管理条例に基づき放棄した債権

(3) 公益財団法人等の経営状況

(4) 令和元年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率

第 2 1 回尼崎市議会定例会

議 案 説 明 資 料

<令和2年9月定例会>

種 別	決算認定	番 号	認定第 1 号	所 管	財政課	
件 名	令和元年度尼崎市歳入歳出決算について					
内 容						
概要			(単位：千円)			
区 分	歳入総額	歳出総額	形式収支	翌年度に繰り越すべき財源	実質収支	
一 般 会 計	205, 121, 933	204, 376, 824	745, 109	414, 021	331, 088	
特 別 会 計	104, 174, 768	102, 952, 639	1, 222, 129	0	1, 222, 129	
国民健康保険事業費	51, 468, 995	50, 928, 887	540, 108	0	540, 108	
地方卸売市場事業費	421, 330	288, 009	133, 321	0	133, 321	
育英事業費	7, 592	7, 592	0	0	0	
農業共済事業費	17, 600	11, 176	6, 424	0	6, 424	
公共用地先行取得事業費	2, 061, 167	2, 061, 167	0	0	0	
公害病認定患者救済事業費	16, 939	16, 577	362	0	362	
母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	33, 080	27, 115	5, 965	0	5, 965	
青少年健全育成事業費	7, 035	7, 035	0	0	0	
介護保険事業費	43, 850, 726	43, 385, 641	465, 085	0	465, 085	
後期高齢者医療事業費	6, 290, 304	6, 219, 440	70, 864	0	70, 864	
合 計	309, 296, 701	307, 329, 463	1, 967, 238	414, 021	1, 553, 217	

<令和2年9月定例会>

種 別	決算認定	番 号	認定第 2 ～ 5 号	所 管	財務課 ボートレース事業部 経営企画課	
件 名	令和元年度尼崎市水道事業会計決算について 令和元年度尼崎市工業用水道事業会計決算について 令和元年度尼崎市下水道事業会計決算について 令和元年度尼崎市モーターボート競走事業会計決算について					
内 容						
概要 (単位：千円)						
区 分			水 道 事 業	工 業 用 水 道 事 業	下 水 道 事 業	モーターボート 競 走 事 業
収 益 的 収 支 (税 抜)	経 常 損 益	収 益	9,003,012	1,567,243	12,298,109	41,913,930
		費 用	8,009,192	1,351,529	10,674,010	40,071,611
		差 引 ①	993,820	215,714	1,624,099	1,842,319
	特 別 損 益	利 益	0	210,959	65,190	8,309
		損 失	11,985	71,914	3,332	0
		差 引 ②	△ 11,985	139,045	61,858	8,309
	純利益 ①+②		981,835	354,759	1,685,957	1,850,628
資 本 的 収 支	収 入		722,938	38,400	4,743,405	101
	支 出		3,977,425	209,673	8,280,971	1,449,621
	差 引 ③		△ 3,254,487	△ 171,273	△ 3,537,566	△ 1,449,520
補 て ん 財 源 ④			2,612,303	716,339	5,503,326	2,195,544
資 金 収 支	年 間 ③+④		△ 642,184	545,066	1,965,760	746,024
	累 計		7,801,768	9,170,543	11,662,268	9,157,558

<令和2年9月定例会>

種 別	予算	番 号	議案第 7 6 号	所 管	各事業所管課
件 名	令和 2 年度尼崎市一般会計補正予算（第 8 号）				
内 容					
1 補正予算の規模					
(単位：千円)					
現在予算額		補正予算額		補正後予算額	
262, 705, 919		1, 343, 300		264, 049, 219	
2 歳入歳出補正予算額					
(単位：千円)					
歳 入		歳 出			
款	補正予算額	款	補正予算額		
国庫支出金	127, 620	総務費	954, 164		
繰入金	347, 141	民生費	32, 301		
繰越金	198, 539	衛生費	205, 504		
諸収入	670, 000	土木費	61, 637		
		教育費	89, 694		
合 計	1, 343, 300	合 計	1, 343, 300		
3 繰越明許費					
追加					
(単位：千円)					
款	項	事 業 名		金 額	
土木費	土木管理費	公共土木施設情報整備事業		21, 031	
土木費	土木管理費	下水道事業会計補助金		1, 206	
4 補正予算の内容					
新型コロナウイルス感染症対策として、更なる感染拡大に備えるため、医療機関への行政検査委託や、移動式 P C R 検査用車両の導入等により検査体制を拡充する。また、出産を控え不安を抱える妊婦に対する分娩前の P C R 検査の実施や、感染が確認された妊産婦に対する支援及び産後ケアを実施する施設に対する衛生用品の配布等を行う。さらに、不特定多数の市民が利用する公共施設の感染症対策として、トイレの洋式化、自動照明化及び手洗いの自動水洗化の実施や、避難所における更なる感染症対策として、パーテーションや換気用の大型送風機等を購入する。					

新型コロナウイルス感染症対策以外の補正予算では、モーターボート競走事業会計における未処分利益剰余金の処分に伴う収益事業収入の増額分を公共施設整備保全基金に積み立てること等に伴い補正を行う。各事業の概要等は別紙のとおり。

補正予算の内容

○ 新型コロナウイルス感染症対策に係る補正予算	補正予算額	485,853 千円
(1) 医療提供体制・感染拡大防止対策の充実	補正予算額	431,168 千円
・ 感染症対策事業費、衛生研究所事業費 検査体制の拡充（1 日当たり検査数 44 検体⇒100 検体）等を行う。 内容：医療機関への行政検査委託、移動式 P C R 検査用車両の導入、相談窓口等の体制強化、検査試薬等の購入、帰国者・接触者外来の通年開設、新型コロナウイルス感染症対策みんなで応援寄附金を活用し医療機関等へ医療用資材を配布 ・ 乳幼児健康診査事業費 更なる感染拡大に備え、乳幼児健康診査体制を整備する。 内容：乳児（3～4・9～10 か月児）のうち希望者を対象に小児科専門医へ健診を委託 幼児（1 歳 6 か月・3 歳児）の歯科健診を医療機関へ委託 ・ 産後ケア（訪問型）事業費 産後ケア事業を実施する委託先施設に対し、衛生用品の配布等を行う。 ・ 妊産婦総合対策事業費 妊婦への分娩前 P C R 検査及び感染が判明した妊産婦へのケア支援を行う。 ・ 公共施設感染症拡大防止対策事業費（全 11 事業・19 施設） 不特定多数の市民が利用する公共施設のトイレの感染症対策にかかる整備を行う。 内容：トイレの洋式化、自動照明化、手洗いの自動水洗化へ対応 施設：生涯学習プラザ（小田北・武庫東・園田西）、園田東会館、あまらぶアートラボ、すこやかプラザ、総合老人福祉センター、ワークセンター和楽園、青少年体育道場、弥生ヶ丘斎場、記念公園（総合体育館）、魚つり公園（魚釣施設）、中央図書館、田能資料館、地区体育館（小田・立花・園田） ・ 各種施設整備事業費（竹谷小学校） 感染症対策や学校生活環境改善のため、トイレのドライ化等の整備を行う。 ・ 尼崎市文化振興財団補助金 総合文化センターにおける感染症対策等に必要な経費を補助する。 ・ 新型コロナウイルス感染症対策事業費 避難所での更なる感染症対策として、パーテーションや換気用送風機等を購入する。		
(2) 市民生活への支援の強化	補正予算額	3,800 千円
・ 差別解消・コミュニケーション支援等検討事業費 視覚障害者への情報支援の一環として、点字プリンター等を購入する。		
(3) 「新しい生活様式」に沿った行政サービスの推進	補正予算額	50,885 千円
・ 行政情報化推進事業費 様々な事務改善に広く活用するためのプラットフォームを導入し、複数分野に跨る行政情報の一元的な管理及び有事の際に活用する情報システムを構築する。 ・ 公共土木施設情報整備事業費、下水道事業会計補助金 複数の地図情報（都市計画図・道路認定路線図・下水道台帳平面図等）を市ホームページで一度に閲覧可能となる公開型地理情報システムを導入する。		

○ その他の補正予算	補正予算額	857,447 千円
(1) 財政調整基金積立金	補正予算額	166,000 千円
令和元年度決算剰余金の2分の1相当額の積立を行う。		
(2) 公共施設整備保全基金積立金	補正予算額	670,000 千円
モーターボート競走事業会計からの収益事業収入の増額分の積立を行う。		
(3) 戸籍住民基本台帳事務等関係事業費	補正予算額	14,610 千円
国外転出者がマイナンバーカード・公的個人認証を利用可能とするための必要なシステム改修を実施する。		
(4) 日常生活支援住居施設委託事務費	補正予算額	4,696 千円
単独での居住が困難な生活保護受給者への支援のため、日常生活支援住居施設の運営を委託する。		
(5) 地域集団活動支援調査事業費	補正予算額	2,141 千円
国の委託を受け、幼児教育・保育の無償化の対象外である無認可の幼児教育施設について支援を検討するため、利用する園児の保護者に対し調査を行う。		

費目別事業概要

総務費	954,164 千円
行政情報化推進事業費 様々な事務改善に広く活用するためのプラットフォームを導入し、複数分野に跨る行政情報の一元的な管理及び有事の際に活用する情報システムを構築する。	28,648 千円
財政調整基金積立金 令和元年度決算剰余金の 2 分の 1 相当額の積立を行う。	166,000 千円
公共施設整備保全基金積立金 モーターボート競走事業会計における未処分利益剰余金の処分に伴う収益事業収入の増額分の積立を行う。	670,000 千円
集会施設関係事業費 園田東会館におけるトイレの感染症対策のための整備を行う。	2,211 千円
生涯学習プラザ整備事業費 生涯学習プラザ（小田北・武庫東・園田西）におけるトイレの感染症対策のための整備を行う。	17,612 千円
尼崎市文化振興財団補助金 総合文化センターにおける感染症対策及びWEB環境での情報発信に必要な経費を補助する。	2,495 千円
あまらぶアトラボ管理運営事業費 あまらぶアトラボにおけるトイレの感染症対策のための整備を行う。	3,900 千円
新型コロナウイルス感染症対策事業費 避難所における更なる感染症対策のため、パーティション及び換気用の大型送風機等を購入する。	48,688 千円
戸籍住民基本台帳事務等関係事業費 国外転出者がマイナンバーカード・公的個人認証を利用可能とするための必要なシステム改修を実施する。	14,610 千円

民生費	32,301 千円
すこやかプラザ指定管理関係経費 すこやかプラザにおけるトイレの感染症対策のための整備を行う。	1,005 千円
差別解消・コミュニケーション支援等検討事業費 感染症の流行や災害時等における視覚障害者への情報支援の一環として、点字プリンター等を購入する。	3,800 千円
施設整備事業費 総合老人福祉センター及びワークセンター和楽園におけるトイレの感染症対策のための整備を行う。	12,300 千円
日常生活支援住居施設委託事務費 単独での居住が困難な生活保護受給者への支援のため、日常生活支援住居施設の運営を委託する。	4,696 千円
青少年体育道場指定管理関係経費 青少年体育道場におけるトイレの感染症対策のための整備を行う。	10,500 千円
衛生費	205,504 千円
感染症対策事業費 更なる感染拡大に備え、医療機関への行政検査委託や移動式PCR検査用車両の導入等により検査体制を拡充する。	95,947 千円
乳幼児健康診査事業費 更なる感染拡大に備え、乳幼児健診を適切な時期に実施するため、医療機関と連携して診察の一部を委託し、健診を継続していく体制を整備する。	19,887 千円
産後ケア（訪問型）事業費 産後ケア事業を実施する施設に対し衛生用品の配布等を行う。	3,500 千円

妊産婦総合対策事業費	69,045 千円
妊婦の不安解消を図るため、希望者に対して分娩前のPCR検査を実施する。また、感染が判明した妊産婦に対して、訪問等により寄り添ったケア支援を行う。	
斎場整備事業費	503 千円
弥生ヶ丘斎場におけるトイレの感染症対策のための整備を行う。	
衛生研究所事業費	16,622 千円
更なる感染拡大に備え、衛生研究所における検査試薬等を購入する。	
土木費	61,637 千円
公共土木施設情報整備事業費	21,031 千円
複数の地図情報（都市計画図・道路認定路線図・下水道台帳平面図等）を市ホームページで一度に閲覧可能となる公開型地理情報システムを導入する。	
下水道事業会計補助金	1,206 千円
公開型地理情報システムの導入経費のうち下水道事業会計負担分を補助する。	
有料公園施設整備事業費	39,400 千円
記念公園（総合体育館）及び魚釣り公園（魚釣施設）におけるトイレの感染症対策のための整備を行う。	
教育費	89,694 千円
地域集団活動支援調査事業費	2,141 千円
国の委託を受け、幼児教育・保育の無償化の対象外である無認可の幼児教育施設について支援を検討するため、利用する園児の保護者に対し調査を行う。	
各種施設整備事業費（小学校）	57,941 千円
感染症対策や学校生活環境の改善のため、トイレのドライ化等の整備を行う。	

施設整備事業費	15,900 千円
中央図書館におけるトイレの感染症対策のための整備を行う。	
施設整備事業費	2,513 千円
田能資料館におけるトイレの感染症対策のための整備を行う。	
地区体育館等整備事業費	11,199 千円
地区体育館（小田・立花・園田）におけるトイレの感染症対策のための整備を行う。	

(参考) 令和2年度補正予算等による新型コロナウイルス感染症への対応

1 医療提供体制・感染拡大防止対策の充実 事業費 11.7 億円(うち一般財源 5.6 億円)

- 障害者支援施設、介護施設、児童福祉施設、学校等へ衛生用品等の経費補助
- 公共施設における感染症対策（トイレの洋式化・自動照明化・手洗いの自動水洗化）
- 介護施設及び障害者支援施設に対する感染拡大防止支援（簡易陰圧装置等）
- 妊婦への分娩前PCR検査及び感染が判明した妊産婦へのケア支援 等

2 市民生活への支援の強化 事業費 484.3 億円(うち一般財源 2.9 億円)

- 特別定額給付金の支給（申請された市民への一律 10 万円の給付）
- 住居確保給付金の支給要件の拡大
- 子育て世帯臨時特別給付金の支給（対象児童 1 人あたり 1 万円の給付）
- 低所得のひとり親世帯へ臨時特別給付金の支給
- 出産特別給付金の支給 等

3 地域経済の活性化・地域の元気づくり 事業費 14.1 億円(うち一般財源 9.1 億円)

- テナント事業者向け緊急つなぎ資金貸付事業の実施
- 休業要請に応じた個人事業者や中小企業への経営継続支援金の支給
- テイクアウト・デリバリー等促進支援事業の実施
- 尼崎のお店まるごと応援事業（あま咲きチケット）の実施に対する補助
- SDGs 地域ポイント制度推進事業の拡充（SDGs ポイントの拡充、還元等）
- 商店街等が実施する電子版プレミアム付商品券の発行事業に対する補助 等

4 子どもたちの居場所・学習機会の確保と心のケア 事業費 23.8 億円(うち一般財源 13.1 億円)

- 市内小中学校の児童生徒用端末を整備
- 放課後等デイサービスの利用が追加的に生じた場合の利用者負担等を補助
- 民間のオンライン学習支援システムの導入
- 学習支援員及びスクールサポートスタッフを追加配置 等

5 「新しい生活様式」に沿った行政サービスの推進 事業費 0.9 億円(うち一般財源 0.9 億円)

- 複数分野に跨る行政情報の一元的な管理及び有事の際に活用する情報システムの構築
- 地図情報等を市ホームページで閲覧可能な公開型地理情報システムの導入 等

合 計 事業費 534.8 億円(うち一般財源 31.6 億円)

[参考] 公営企業会計

影響額

- 水道料金及び下水道使用料の減免（基本料金等の全額を 6 か月分） 約 19 億円

<令和2年9月定例会>

種 別	予算	番 号	議案第 7 7 号	所 管	国保年金課
件 名	令和 2 年度尼崎市特別会計国民健康保険事業費補正予算（第 2 号）				
内 容					
1 補正予算の規模					
(単位：千円)					
現在予算額		補正予算額		補正後予算額	
48, 701, 040		113, 000		48, 814, 040	
2 歳入歳出補正予算額					
(単位：千円)					
歳 入		歳 出			
款	補正予算額	款	補正予算額		
国民健康保険料	△745, 000	諸支出金	113, 000		
国庫支出金	447, 000				
県支出金	411, 000				
合 計	113, 000	合 計	113, 000		
3 債務負担行為					
追加					
(単位：千円)					
事 項		期 間	限 度 額		
国民健康保険システム関係事業		令和 3 年度	22, 671		
4 補正予算の内容					
(1) 諸支出金					
・ 一般被保険者保険料過誤納金還付金		1 1 3, 0 0 0 千円			
新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に対する保険料減免の実施に伴い補正を行う。					

<令和2年9月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第 7 8 号	所 管	税務管理課
件 名	尼崎市市税条例の一部を改正する条例について				
内 容					
1 改正理由 地方税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 2 6 号）の施行に伴い、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置の一部について規定の整備を行うとともに、ひょうご新型コロナウイルス対策支援基金の設置の趣旨に鑑み、個人市民税の寄附金税額控除の対象について規定の整備を行うもの。					
2 改正内容 (1) 新型コロナウイルス感染症の影響により中止等した行事における入場料金等の払戻請求権の放棄（所得税において寄附金控除等の対象となるものに限る。）を寄附金とみなし、個人市民税の寄附金税額控除の対象とする。 (2) 住宅ローン控除の適用期間を 1 3 年間とする特例措置について、新型コロナウイルス感染症の影響で、新築等を行った住宅への入居が同特例措置の入居期限（令和 2 年 1 2 月 3 1 日）に遅れた場合においても、令和 3 年 1 2 月 3 1 日までに入居したもの（所得税において同特例措置の対象となるものに限る。）について、個人市民税における同特例措置の対象とする。 (3) 生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置（中小企業の先端設備等（償却資産）の導入を促進するため、当該設備等取得後の 3 年度分について、同税の課税標準に特例割合の 0 を乗じる措置）について、事業用家屋及び構築物を対象に加える。 (4) ひょうご新型コロナウイルス対策支援基金の設置主体である公益財団法人兵庫県健康財団に対し、令和 2 年 1 月 1 日から当該基金への寄附の募集が終了した日の属する年の 1 2 月 3 1 日までに行われた寄附について個人市民税の寄附金税額控除の対象とする。					
3 施行期日 令和 3 年 1 月 1 日					

尼崎市市税条例

改正後	現 行
附則 <u>(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)</u> <u>7 2 所得割の納税義務者が、令和2年1月1日から公益財団法人兵庫県健康財団が設置したひょうご新型コロナウイルス対策支援基金に積み立てるための寄附金の募集の期間の末日の属する年の12月31日までの間に当該法人に対して寄附金を支出した場合には、その寄附金を第25条第2項第2号に掲げる寄附金とみなして、同項その他個人の市民税に関する規定を適用する。</u> <u>7 3 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。以下「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第5条第4項に規定する指定行事の同条第1項に規定する中止等により生じた同項に規定する入場料金等払戻請求権（以下「入場料金等払戻請求権」という。）の全部又は一部の放棄（以下「払戻請求権放棄」という。）を同項に規定する指定期間（以下「指定期間」という。）内にした場合には、当該納税義務者が、払戻請求権放棄をした日の属する年中にその年の指定期間内において払戻請求権放棄をした部分の入場料金等払戻請求権の価額に相当する金額（第25条第2項各号に掲げる寄附金の額及び払戻請求権放棄をした者に特別の利益が及ぶと認められるものの金額を除く。）の合計額（当該合計額が20万円を超える場合には、20万円）の同項第2号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、同項その他個人の市民税に関する規定を適用する。</u> <u>(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)</u> <u>7 4 所得割の納税義務者が前年分の所得税に</u>	

<u>つき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第22項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。</u> (法附則第64条の条例で定める割合) <u>75 法附則第64条の条例で定める割合は、0とする。</u>	
---	--

<令和2年9月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第 7 9 号	所 管	保育管理課
件 名	尼崎市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について				
内 容					
1 改正理由 多様化する保育ニーズへの適切な対応や老朽化した保育施設の環境改善、待機児童の解消等を適切に進め、より効率的な保育所運営を行うことを目的に、元浜保育所については令和4年度に社会福祉法人に移管する予定としており、これに先立ち、社会福祉法人による新園舎建設工事等の間、元浜保育所を移転する必要があるため、所要の整備を行うもの。 2 改正内容 尼崎市立元浜保育所の位置を「尼崎市元浜町4丁目59番地の1」から「尼崎市武庫川町1丁目25番地」に改める。 3 施行期日 令和2年11月2日					

尼崎市立保育所の設置及び管理に関する条例

改正後		現 行	
別表		別表	
名 称	位 置	名 称	位 置
尼崎市立元浜保育所	<u>尼崎市武庫川町 1 丁 目 2 5 番地</u>	尼崎市立元浜保育所	<u>尼崎市元浜町 4 丁目 5 9 番地の 1</u>

<令和2年9月定例会>

種 別	条 例	番 号	議案第 8 0 号	所 管	開発指導課
件 名	尼崎市遊技場及びラブホテルの建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例について				
内 容					
1 改正理由 現行の尼崎市遊技場及びラブホテルの建築等の規制に関する条例（以下「条例」という。）は、建築等が行われようとする建築物で宿泊等の用に供されるもの（以下「宿泊等施設」という。）が、条例に規定する所定の構造及び設備（以下「所定の構造等」という。）を備えていない場合に、これをラブホテルとみなし、ラブホテルの建築等を抑制してきた。 一方で、ラブホテルに当たらない通常の宿泊等施設の建築等が行われようとするときは、所定の構造等を全部備えることが求められるため、現行の条例は、事実上、通常の宿泊等施設の建築等も抑制していた。 こうした中で、インバウンド客（訪日外国人旅行者）等のための市内の宿泊機能の強化に向け、旅館業法（昭和 2 3 年法律第 1 3 8 号）上の簡易宿所（以下「簡易宿所」という。）が開設されやすくなるために、また、現行の条例による規制内容の補強及び補正を行うために、規定の整備を行うもの。					
2 主な改正内容 (1) 規制対象となる宿泊等施設の絞り込み 現行の条例による規制対象となっていた宿泊等施設のうちラブホテル化の可能性がほぼ考えられないもの（シングルタイプのカプセルホテル等）は、規制の対象外とする。 (2) 所定の構造等の適用除外 シングルタイプのカプセルホテル以外の簡易宿所に限り、所定の構造等の各項目ごとに、その全部又は一部を課さないこととする。 (3) 積極的要件の新設 上記(2)の改正により規制の質は落としてはならないこと、また、現行の所定の構造等には外観面についてほとんど触れられていないことから、規制対象となる宿泊等施設の全部を対象に、主にその外観面の規制を行うため、ラブホテルの典型的な特徴を掲げたものを、ラブホテルの要件として新設する。					
3 施行期日 令和 2 年 1 1 月 1 日					

尼崎市遊技場及びラブホテルの建築等の規制に関する条例

改正後	現 行
(この条例の目的) 第1条 この条例は、<u>本市の区域（以下「市域」という。）内</u>における遊技場及びラブホテルの建築等について必要な規制を行うことにより、子どもの心身の豊かな成長に資する学校等の教育環境（以下「教育環境」という。）及び市民が健康で生き生きと暮らすことができる生活環境（以下「生活環境」という。）を保全するとともに、良好な住環境の整備及び都市環境の形成を図ることを目的とする。 (定義) 第2条 略 (1) 遊技場 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第4号に掲げる営業(まあじゃん屋に係るものを除く。)又はゲームセンターその他同項第5号に掲げる営業の用に供する施設をいう。 (2) ラブホテル <u>性的営みの相手方を同伴する客が専ら性的営みを行うために利用する宿泊等施設で、次のいずれかに該当するものをいう。</u> ア <u>別表第1各号に掲げる要件のいずれかを備えない宿泊等施設</u> イ <u>別表第2各号に掲げる要件のいずれかを備える宿泊等施設</u> (3) <u>宿泊等施設 人に宿泊又は休憩（以下「宿泊等」という。）をさせる営業の用に供する施設で、次に掲げる施設以外のものをいう。</u> ア <u>カプセルホテル（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第3項に規定する簡易宿所営業（以下「簡易宿所営業」という。）の用に供する施設で、その全ての寝室（宿泊等のために利用者が独占的に使用する場所をいう。）が施錠すること</u>	(この条例の目的) 第1条 この条例は、<u>市内における遊技場及びラブホテル(以下「規制対象施設」という。)</u>の建築等について必要な規制を行うことにより、子どもの心身の豊かな成長に資する学校等の教育環境（以下「教育環境」という。）及び市民が健康で生き生きと暮らすことができる生活環境（以下「生活環境」という。）を保全するとともに、良好な住環境の整備及び都市環境の形成を図ることを目的とする。 (定義) 第2条 略 (1) 遊技場 <u>ぱちんこ屋、ゲームセンターその他風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第4号に掲げる営業(まあじゃん屋を除く。)</u>又は同項第5号に掲げる営業の用に供する施設をいう。 (2) ラブホテル <u>人の宿泊又は休憩の用に供する施設のうち専ら異性を同伴する客に利用させることを目的とする施設で、別表第1に掲げる構造及び設備を有しないものをいう。</u>

<u>のできない専ら 1 人用の場所であるものをいう。)</u> <u>イ 旅館業法第 2 条第 4 項に規定する下宿営業の用に供する施設</u> <u>ウ その他教育環境若しくは生活環境の保全に著しい支障を生じさせ、又は良好な住環境の整備若しくは都市環境の形成を著しく阻害するおそれがない施設として規則で定める施設</u> <u>(4) 規制対象施設の建築等 次のいずれかに該当する行為をいう。</u> <u>ア 遊技場若しくはラブホテル（以下「規制対象施設」という。）の用に供する建築物（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 1 号に規定する建築物をいう。以下同じ。）若しくはその部分の建築（同条第 13 号に規定する建築をいう。以下同じ。）その他これに相当する行為又は規制対象施設の用に供する工作物その他の物件（以下「工作物等」という。）の築造等で建築物の建築に相当するもの</u> <u>イ 規制対象施設の用に供するための建築物若しくはその部分の大規模の修繕（建築基準法第 2 条第 14 号に規定する大規模の修繕をいう。以下同じ。）、大規模の模様替（同条第 15 号に規定する大規模の模様替をいう。以下同じ。）その他これらに相当する行為又は規制対象施設の用に供するための工作物等の修繕若しくは模様替えで建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替に相当するもの</u> <u>ウ 規制対象施設の用に供するための建築物若しくはその部分又は工作物等（以下「建築物等」という。）の用途の変更</u> <u>(禁止区域)</u> <u>第 3 条 別表第 3 の左欄に掲げる規制対象施設の区分に応じ、それぞれ市域のうち同表の右欄に掲げる区域（以下「禁止区域」という。）</u>	<u>(3) 建築等 次に掲げる行為をいう。</u> <u>ア 建築（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 13 号に規定する建築をいう。）</u> <u>イ 大規模の修繕（建築基準法第 2 条第 14 号に規定する大規模の修繕をいう。以下同じ。）</u> <u>ウ 大規模の模様替（建築基準法第 2 条第 15 号に規定する大規模の模様替をいう。以下同じ。）</u> <u>(禁止区域)</u> <u>第 3 条 規制対象施設の建築等は、別表第 2 の左欄に掲げる規制対象施設の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる地域又は区域（以</u>
--	--

内においては、次に掲げる行為を行ってはならない。 (1) <u>規制対象施設の建築等</u> (2) <u>建築物等を規制対象施設の用に供すること。</u> 2 <u>規制対象施設の用に供する建築物等の敷地が禁止区域の内外にわたる場合における前項の規定の適用については、当該敷地の全部が禁止区域内に属するものとみなす。</u> 3 <u>第1項の規定は、次条第1項の同意に係る規制対象施設の用に供する建築物等の敷地が禁止区域内に属することとなった場合（前項の規定により当該敷地が禁止区域内に属するものとみなされた場合を含む。）における当該建築物等については、適用しない。</u> 4 <u>前項の規定は、規制対象施設の用に供しないこととなった建築物等については、適用しない。</u> (規制対象施設の建築等に係る同意等) 第4条 <u>市域のうち禁止区域以外の区域内において規制対象施設の建築等を行おうとする者（以下「事業者」という。）は、市長の同意を得なければならない。</u> 3 <u>市長は、事業者から前項の規定による申請があった場合において、次のいずれかに該当するときは、第1項の同意をしないものとする。</u> (1) <u>当該申請に係る事業者が第6条、第7条又は第8条（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反するとき。</u> (2) <u>当該申請が遊技場に係るものである場合にあっては、当該遊技場の用に供する建築物等の敷地が次条の規定に違反するとき。</u> 4 <u>市長は、事業者から第2項の規定による申請があった場合において、その規制対象施設の建築等が、教育環境若しくは生活環境の保全に著しい支障を生じさせ、又は良好な住環</u>	下「禁止区域」という。）内において行ってはならない。 (建築等に係る同意等) 第4条 <u>禁止区域以外の区域内において規制対象施設の建築等を行おうとする者（以下「事業者」という。）は、市長の同意を得なければならない。</u> 3 <u>市長は、事業者で遊技場の建築等を行おうとするものから前項の規定による申請があった場合において、当該遊技場の敷地が次条の規定に違反するときは、同意しないものとする。</u> 4 <u>市長は、事業者から第2項の規定による申請があった場合において、その規制対象施設の建築等が、教育環境若しくは生活環境の保全に著しい支障を生じさせ、又は良好な住環</u>
--	--

境の整備若しくは都市環境の形成を著しく阻害すると認めるときは、尼崎市住環境整備審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴いた上で、<u>第1項の同意をしないことができる。</u> <u>5 市域のうち禁止区域以外の区域内において</u> <u>は、第1項の同意を得て規制対象施設の建築等が行われた建築物等を当該同意に係る規制対象施設の用に供する場合を除き、前条第1項第2号に掲げる行為を行ってはならない。</u> (遊技場の敷地の接道要件) 第5条 <u>市域のうち、</u>都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する商業地域(以下「商業地域」という。)<u>及び</u>鉄道駅から250メートル以内の区域以外の区域内においては、<u>遊技場の用に供する建築物等</u>の敷地は、幅員12メートル以上の道路(建築基準法第42条第1項に規定する道路をいう。)に<u>接していなければならない。</u> (建築等計画の概要等の事前公開等) 第6条 事業者は、第4条第2項の規定により申請を行う日の30日前までに、住所及び氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)、規制対象施設の建築等の計画(以下「建築等計画」という。)の概要、次条第1項<u>の規定による説明会の開催の日時及び場所</u>その他規則で定める事項を記載した表示板を、当該規制対象施設の建築等の予定地(以下「予定地」という。)周辺の住民の見やすい場所に掲出しなければならない。 (措置) 第8条 (1) <u>遊技場にあつては、その利用者の利用に供する自転車駐車場で規則で定める基準に適合するものを確保すること。</u> (2) <u>規制対象施設の外観及び規制対象施設に表示され、又は設置される広告物等(尼崎市屋外広告物条例(平成20年尼崎市条例</u>	境の整備若しくは都市環境の形成を著しく阻害すると認めるときは、尼崎市住環境整備審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴いた上で、<u>同意しないことができる。</u> (遊技場の敷地の接道要件) 第5条 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する商業地域(以下「商業地域」という。)<u>又は市内の</u>鉄道駅から250メートル以内の区域以外の区域内において<u>遊技場の建築等を行うときは、当該遊技場の敷地は、幅員12メートル以上の道路(建築基準法第42条第1項に規定する道路をいう。)に接していなければならない。</u> (建築等計画の概要等の事前公開等) 第6条 事業者は、第4条第2項の規定により申請を行う日の30日前までに、住所及び氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)、規制対象施設の建築等の計画(以下「建築等計画」という。)の概要、次条第1項<u>に規定する説明会の開催の日時及び場所</u>その他規則で定める事項を記載した表示板を、当該規制対象施設の建築等の予定地(以下「予定地」という。)周辺の住民の見やすい場所に掲出しなければならない。 (措置) 第8条 (1) <u>遊技場の建築等を行うときは、規則で定める基準に適合する自転車駐車場を確保すること。</u> (2) <u>規制対象施設の外観及び当該規制対象施設に設置される屋外広告物</u>については、予定地周辺の良好な住環境等に配慮するこ
---	--

第47号)第1条に規定する広告物等(いう。))については、予定地周辺の良好な住環境等に配慮すること。 <u>(規制対象施設の建築等の指導等)</u> 第9条 市長は、必要があると認めるときは、<u>規制対象施設の建築等又は規制対象施設の使用について必要な指導を行うことができる。</u> <u>(勧告及び命令)</u> 第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、その規制対象施設の建築等の工事(以下「対象工事」という。)その他の行為の停止、その規制対象施設の使用の停止又はその規制対象施設の用に供する建築物等の改築、移転若しくは除却、当該建築物等を原状に回復することその他この条例の規定の違反を是正するために必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。 (1) <u>第3条第1項又は第4条第1項若しくは第5項の規定に違反した場合におけるその違反に係る規制対象施設の用に供する建築物等の建築主(建築基準法第2条第16号に規定する建築主をいう。)若しくは築造主(以下「建築主等」という。)、当該建築物等の工事施工者(対象工事の請負人(請負工事の下請人を含む。)又は請負契約によらないで自ら対象工事をする者をいう。以下同じ。)</u>又は当該建築物等の所有者、管理者若しくは占有者(以下「所有者等」という。) (2) <u>第4条第1項の同意に付した条件に違反した場合における当該同意に係る規制対象施設の用に供する建築物等の建築主等、工事施工者又は所有者等</u> (3) <u>偽りその他不正の手段により第4条第1項の同意を得た場合における当該同意に係る規制対象施設の用に供する建築物等の建築主等、工事施工者又は所有者等</u> 2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に係る措置を講じ	と。 <u>(建築等の指導)</u> 第9条 市長は、必要があると認めるときは、<u>規制対象施設の建築等について必要な指導を行うことができる。</u> <u>(中止命令等)</u> 第10条 市長は、次に掲げる者(以下「命令対象者」という。)に対し、<u>規制対象施設の建築等の中止を命じ、又は当該規制対象施設の除却その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</u> (1) <u>禁止区域内において規制対象施設の建築等に着手している者</u> (2) <u>第4条第1項の同意を得ずに規制対象施設の建築等に着手している事業者</u>
---	--

<u>なかったときは、当該者に対し、第4条第1項の同意を取り消し、若しくはその効力を停止し、若しくは当該同意に付した条件を変更し、又は相当の期限を定めて、当該措置を講ずべきことを命ずることができる。</u> (公表) 第11条 市長は、<u>前条第2項の規定による命令を行ったにもかかわらず、当該命令を受けた者（以下「命令対象者」という。）</u>が当該命令に従わないときは、当該命令及びこれに対する<u>当該命令対象者の対応の内容を公表することができる。</u> 2 市長は、前項の規定による公表（以下「<u>違反公表</u>」という。）を行おうとする場合は、あらかじめ、<u>当該違反公表に係る命令対象者</u>にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。 3 <u>違反公表に係る命令対象者が意見を述べた場合</u>においては、市長は、<u>当該違反公表の際、当該意見の内容を併せて公表しなければならない。</u> 4 市長は、<u>違反公表を行おうとする場合は、</u>あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。 5 <u>前項本文に規定する場合</u>において、審議会は、<u>その違反公表に係る命令対象者</u>に対し、意見を求めることができる。 <u>(報告の聴取等)</u> 第12条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、<u>規制対象施設の建築等を行おうとする者又は規制対象施設の用に供する建築物等の建築主等、工事施工者若しくは所有者等</u>に対し、相当の期限を定めて<u>規制対象施設の用に供する建築物等の状況その他必要な事項について報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、規制対象施設の用に供する建築物等若しくはその敷地若しくは規制対象</u>	(公表) 第11条 市長は、<u>前条</u>の規定による命令を行ったにもかかわらず、<u>命令対象者</u>が当該命令に従わないときは、当該命令及びこれに対する命令対象者の対応の内容を公表することができる。 2 市長は、前項の規定による公表を行おうとする場合は、あらかじめ、命令対象者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。 3 命令対象者が意見を述べた場合においては、市長は、<u>第1項の規定による公表の際、</u>当該意見の内容を併せて公表しなければならない。 4 市長は、<u>第1項の規定による公表を行おうとする場合は、</u>あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。 5 <u>前項の場合</u>において、審議会は、命令対象者に対し、意見を求めることができる。 <u>(立入検査)</u> 第12条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、<u>その職員に、規制対象施設、規制対象施設の敷地又は規制対象施設の建築物等の現場に立ち入り、検査させることができる。</u>
--	---

<u>施設の建築等の工事現場に立ち入らせ、必要な検査をさせ、若しくは関係者に質問をさせることができる。</u> <u>(削る)</u> (審議会のその他の調査審議事項) <u>第13条</u> 市長は、審議会に、第4条第4項並びに第11条第4項及び第5項の規定によりその権限に属させられた事項のほか、この条例の施行について必要な事項を調査審議させることができる。 (委任) <u>第14条</u> 略 (罰則) <u>第15条</u> <u>第10条第2項の規定による市長の命令に違反した者は、6月以下の懲役又は300,000円以下の罰金に処する。</u> <u>第16条</u> 略 (1) 第4条第2項の規定による申請をせず、又は虚偽の申請をした者 (2) 第12条第1項の規定による報告若しくは資料の提出の要求に対し、これを拒み、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対し、答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者	<u>(規制対象施設への用途の変更への準用)</u> <u>第13条</u> 第1条及び第3条から前条までの規定は、建築物の全部又は一部の用途を変更して規制対象施設とする場合について準用する。この場合において、第1条、第3条、第4条第1項、第3項及び第4項、第5条、第6条第1項、第8条第1号、第9条、第10条並びに前条第1項の規定中「の建築等」とあるのは、「への用途の変更」と読み替えるものとする。 (審議会のその他の調査審議事項) <u>第14条</u> 市長は、審議会に、第4条第4項並びに第11条第4項及び第5項<u>(前条において準用する場合を含む。)</u>の規定によりその権限に属させられた事項のほか、この条例の施行について必要な事項を調査審議させることができる。 (委任) <u>第15条</u> 略 (罰則) <u>第16条</u> <u>第10条(第13条において準用する場合を含む。)</u>の規定による市長の命令に違反した者は、6月以下の懲役又は300,000円以下の罰金に処する。 <u>第17条</u> 略 (1) 第4条第2項<u>(第13条において準用する場合を含む。)</u>の規定による申請をせず、又は虚偽の申請をした者 (2) 第12条第1項<u>(第13条において準用する場合を含む。)</u>の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
--	--

(両罰規定) <u>第17条 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前2条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。</u> <u>2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。</u> 付 則 <u>(適用除外)</u> 4 <u>当分の間、この条例の規定は、次の各号のいずれかに該当する行為については、適用しない。</u> (1) <u>この条例の施行の際現に存する建築物等で改正前の条例第2条第1項第1号に規定する遊技場又は同項第2号に規定するラブホテル(以下「旧規制対象施設」という。)の用に供するもの(次号又は第3号に該当したことによりこの項の規定によりこの条例の規定の適用を受けない行為に係る建築物等を含む。以下「既存施設等」という。)を同一の旧規制対象施設の用に供すること。</u> (2) <u>既存施設等を除却した上で、規則で定める範囲内においてその同一の旧規制対象施設の用に供する建築物若しくはその部分の新築、改築その他これらに相当する行為又は規制対象施設の用に供する工作物等の築造等で建築物の新築若しくは改築に相当するものを行うこと。</u> (3) <u>既存施設等についてその同一の旧規制対象施設の用に供するために規則で定める範</u>	(両罰規定) <u>第18条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前2条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。</u> 付 則 4 <u>この条例の施行の際現に存する規制対象施設(以下「既存施設」という。)を除却したうえで行われる当該既存施設の存する敷地その他規則で定める敷地上での当該既存施設と同一規模の規制対象施設の新築若しくは改築又は既存施設の大規模の修繕若しくは大規模の模様替については、当分の間、この条例の規定は、適用しない。</u>
--	--

<u>囲内において建築物若しくはその部分の大規模の修繕、大規模の模様替その他これらに相当する行為又は工作物等の修繕若しくは模様替で建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替に相当するものを行うこと。</u>	
<u>5 前項の規定は、規制対象施設の用に供しないこととなった建築物等については、適用しない。</u>	
別表第 1	別表第 1
(1) <u>宿泊等施設が次に掲げる設備及び構造を全て備えていること。</u> <u>ア 外部から内部を見通すことができる玄関で、営業時間中は、客が、施設の出入りのために、自由に通過することができ、かつ、原則として通過する必要があるもの</u> <u>イ 玄関帳場又はフロント（面接による受付その他の客の応接、宿泊者名簿の記入等の用に供する設備として市長が認めるものを有するものに限る。）</u> <u>ウ ロビー及び応接室又は談話室（簡易宿所営業に係る宿泊等施設（以下「特定簡易宿所」という。）にあつては、ロビー、応接室若しくは談話室のいずれかの設備又はこれらと同等の機能を有する設備として市長が認めるもの）</u> <u>エ 特定簡易宿所以外の宿泊等施設にあつては、次に掲げる設備</u> <u>（ア）会議、催物、宴会その他これらに類する用途に供する広間等の部屋</u> <u>（イ）食堂、レストラン又は喫茶室及びこれらに付属して設けられる調理室</u> <u>オ その他規則で定める設備及び構造</u> (2) <u>前号の規定にかかわらず、特定簡易宿所のうち 2 以上の建築物等で構成されるもの（規則で定めるものに限る。）にあつては、同号アからウまでに掲げる設備並びに同号オに掲げ</u>	(1) <u>外部から内部を見通すことができ、客等が営業時間中必ず通過し、自由に出入りできる玄関</u> (2) <u>対面して受付を行う玄関帳場又はカウンター式のフロント</u>

<u>る設備及び構造のうち規則で定めるものについて、少なくともこれらの建築物等のうちその1つの建築物等においてその全部を備えていること。</u> (3) <u>第1号アからオまでに掲げる設備及び構造が規則で定める技術的基準に適合していること。</u>	(3) <u>ロビー及び応接室又は談話室</u> (4) <u>その他規則で定める構造及び設備</u>
	摘要 1 <u>各号に掲げる構造及び設備は、施設の規模及び収容人員に相応した規模のものであり、かつ、宿泊又は休憩のために当該施設を利用する者以外の者においても利用できるものでなければならない。</u> 2 <u>摘要1に掲げる要件についての技術的基準は、規則で定める。</u>
別表第2 (1) <u>宿泊等施設の外壁若しくはこれに代わる柱、バルコニー等、その敷地内に存する設備若しくは宿泊等施設に付属する門若しくは塀（これらの宿泊等施設の部分、設備等のうち外部から見通すことができる部分に限る。）又は宿泊等施設の内部のうち外部から見通すことができる部分において、休憩という文字又はその料金の表示その他の宿泊等施設を休憩のために利用することができる旨の表示があること。</u> (2) <u>宿泊等施設における宿泊等客（宿泊等のために宿泊等施設を利用する者をいう。以下同じ。）のための出入口又はこれに近接する場所に、目隠しその他の宿泊等客の出入りを外部から見えにくくするための設備が設けられていること。</u> (3) <u>宿泊等施設に付属する自動車駐車場でその宿泊等客の利用に供するもの（以下「駐車場」</u>	

という。)における車両のための出入口に、目隠しその他の駐車場内の車両を外部から見えにくくするための設備が設けられていること。

(4) その他規則で定める要件

別表第3

規制対象施設	区域
ラブホテル	(1) 商業地域以外の <u>区域</u>

備考

- 1 「学校」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(同条に規定する大学を除く。)をいう。
- 3 「児童福祉施設」とは、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設をいう。
- 5 「公園等」とは、都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園、尼崎市子ども広場の設置及び管理に関する条例(昭和44年尼崎市条例第8号)第1条に規定する子ども広場及び市長が別に定める広場、緑地その他これらに類するものをいう。

別表第2

規制対象施設	地域又は区域
ラブホテル	(1) 商業地域以外の <u>地域</u>

備考

- 1 「学校」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校で大学を除くものをいう。
- 3 「児童福祉施設」とは、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する児童福祉施設をいう。
- 5 「公園等」とは、都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園、尼崎市子ども広場の設置及び管理に関する条例(昭和44年尼崎市条例第8号)第1条に規定する子ども広場及び市長が別に定める緑地等をいう。

<令和2年9月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第 8 1 号	所 管	立花地域課、保育運営課
件 名	工事請負契約について（立花南生涯学習プラザ及び大西保育所新築工事）				
内 容					
1	契約の相手方 尼崎市七松町 2 丁目 2 7 番 2 3 号 株式会社オカモト・コンストラクション・システム 代表取締役 岡本 征夫				
2	契約金額 9 1 1，9 0 0，0 0 0 円（※ 金額は消費税等相当額 1 0 %を含む。）				
3	契約の方法 一般競争入札（制限付）				
4	開札年月日 令和 2 年 6 月 1 5 日				
5	工事内容 立花南生涯学習プラザ新築工事 鉄筋コンクリート造り 3 階建て 1 棟 延べ面積 2，4 5 6．0 7 平方メートル 大西保育所新築工事 鉄筋コンクリート造り 2 階建て 1 棟 延べ面積 9 1 9．0 2 平方メートル 屋外付帯工事（倉庫、駐輪場、外構、植栽）				
6	工期 契約締結の日から 4 5 0 日間				

開 札 結 果 表

		開札年月日	令和2年6月15日
件 名	立花南生涯学習プラザ及び大西保育所新築工事		
落 札 者 名	(株) オカモト・コンストラクション・システム	落 札 金 額	829,000,000円
予 定 価 格	895,200,000円	最 低 制 限 価 格	822,490,000円
入 札 者 名	第1回目入札金額 (円)		
(株) オカモト・コンストラクション・システム	829,000,000		決定
(株) 三田工務店	837,000,000		
(株) ユハラ	863,630,000		
(株) 吉川組	865,000,000		
(株) 柄谷工務店	758,900,000		※最低制限価格抵触
宮崎建設 (株)	804,000,000		※最低制限価格抵触

(※ 金額は消費税等相当額10%を含まない。)

<令和2年9月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第 8 2 号	所 管	立花地域課、保育運営課
件 名	工事請負契約について（立花南生涯学習プラザ及び大西保育所新築工事のうち電気設備工事）				
内 容					
1	契約の相手方 尼崎市道意町 4 丁目 4 6 番地 株式会社ニューテック 代表取締役 山中 俊介				
2	契約金額 2 1 8， 3 5 0， 0 0 0 円（※ 金額は消費税等相当額 1 0 %を含む。）				
3	契約の方法 一般競争入札（制限付）				
4	開札年月日 令和 2 年 6 月 1 9 日				
5	工事内容 電気設備工事 屋内電気設備工事 一式 屋外電気設備工事 一式				
6	工期 契約締結の日から 4 5 0 日間				

開 札 結 果 表

		開札年月日	令和2年6月19日
件 名	立花南生涯学習プラザ及び大西保育所新築工事のうち電気設備工事		
落 札 者 名	(株) ニューテック	落 札 金 額	198,500,000円
予 定 価 格	207,600,000円	最 低 制 限 価 格	189,347,000円
入 札 者 名	第1回目入札金額 (円)		
(株) ニューテック	198,500,000		決定
不二電気工事 (株)	206,400,000		
(株) 小川電設	207,900,000		※予定価格超過
共栄電器工業 (株)	233,500,000		※予定価格超過
大日通信工業 (株)	252,500,000		※予定価格超過
栄興電機工業 (株)	178,000,000		※最低制限価格抵触
山口電気工事 (株)	184,800,000		※最低制限価格抵触
カラタニエンジニアリング(株)	184,800,000		※最低制限価格抵触
親和電機工業 (株)	188,000,000		※最低制限価格抵触
平尾電工 (株)	無効		※入札金額と内訳書の工事 価格が異なるため

(※ 金額は消費税等相当額10%を含まない。)

<令和2年9月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第 8 3 号	所 管	立花地域課、保育運営課
件 名	工事請負契約について（立花南生涯学習プラザ及び大西保育所新築工事のうち機械設備工事）				
内 容					
1	契約の相手方 尼崎市南初島町 1 0 番地 1 4 9 株式会社阪神設備工業所 代表取締役 岡本 史明				
2	契約金額 2 4 5, 5 2 0, 0 0 0 円（※ 金額は消費税等相当額 1 0 %を含む。）				
3	契約の方法 一般競争入札（制限付）				
4	開札年月日 令和 2 年 6 月 1 9 日				
5	工事内容 機械設備工事 衛生器具設備工事 一式 給水設備工事 一式 排水設備工事 一式 給湯設備工事 一式 消火設備工事 一式 空気調和設備工事 一式 換気設備工事 一式				
6	工期 契約締結の日から 4 5 0 日間				

開 札 結 果 表

		開札年月日	令和2年6月19日
件 名	立花南生涯学習プラザ及び大西保育所新築工事のうち機械設備工事		
落 札 者 名	(株) 阪神設備工業所	落 札 金 額	223,200,000円
予 定 価 格	239,600,000円	最 低 制 限 価 格	219,138,000円
入 札 者 名	第1回目入札金額(円)		
(株) 阪神設備工業所	223,200,000		決定
三協設備(株)	225,800,000		
(株) 田中水道工業所	237,600,000		
(株) 中の島商会	249,000,000		※予定価格超過
カラタニエンジニアリング(株)	262,800,000		※予定価格超過
下坂設備工業(株)	212,000,000		※最低制限価格抵触
(株) 西三設備	辞退		
(株) 成友	辞退		

(※ 金額は消費税等相当額10%を含まない。)

<令和2年9月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第 8 4 号	所 管	福祉課
件 名	権利の放棄について（災害援護資金の貸付けを受けた者の連帯保証人に対して有する権利）				
内 容					
1 権利の内容					
阪神・淡路大震災に係る災害援護資金の借受人のうち、当該借受人の死亡又はその収入状況等により、その償還が著しく困難であるものの連帯保証人に対して有する次に掲げる金銭に係る連帯保証債務履行請求権					
(1) 当該災害援護資金に係る貸付金の元金					
(2) 元金に係る利子					
2 相手方及び放棄する債権額					
(単位：円)					
No.	相手方	放棄額		合計	
		元金	利子		
1		1, 569, 046	122, 334	1, 691, 380	
2		2, 198, 588	135, 617	2, 334, 205	
3		436, 724	12, 592	449, 316	
4		361, 204	8, 162	369, 366	
5		677, 581	27, 269	704, 850	
6		677, 742	33, 468	711, 210	
7		1, 590, 452	138, 563	1, 729, 015	
8		413, 929	15, 543	429, 472	
9		275, 736	8, 279	284, 015	
10		824, 109	42, 163	866, 272	
11		114, 314	1, 714	116, 028	
12		976, 759	54, 751	1, 031, 510	
13		644, 267	22, 775	667, 042	
14		1, 418, 143	113, 367	1, 531, 510	
15		2, 424, 936	198, 800	2, 623, 736	
16		577, 844	20, 666	598, 510	
17		1, 326, 734	61, 776	1, 388, 510	
18		699, 548	31, 467	731, 015	
19		644, 611	39, 299	683, 910	
20		302, 709	9, 063	311, 772	

21		1,450,004	118,506	1,568,510
22		1,478,450	123,060	1,601,510
23		614,714	26,301	641,015
24		1,534,460	116,920	1,651,380
25		474,997	24,473	499,470
26		1,673,287	139,093	1,812,380
27		1,960,235	130,615	2,090,850
合計		27,341,123	1,776,636	29,117,759

3 放棄の理由

本件に係る権利を議会の議決を経て放棄した後、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、借受人に対して有する災害援護資金の償還を免除することで、当該償還を免除した金額に相当する額の兵庫県からの貸付金の償還が免除されるため。

<令和2年9月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第 8 5 号	所 管	保育運営課
件 名	工事請負契約について（北難波保育所改築工事）				
内 容					
1	契約の相手方 尼崎市西立花町 3 丁目 1 番 1 号 株式会社サージ・コア 代表取締役 仲野 和子				
2	契約金額 3 5 0， 6 2 5， 0 0 0 円（※ 金額は消費税等相当額 1 0 %を含む。）				
3	契約の方法 一般競争入札（制限付）				
4	開札年月日 令和元年 1 1 月 1 3 日				
5	工事内容 保育所改築工事 鉄筋コンクリート造り 2 階建て 1 棟 延べ面積 1， 0 1 4． 5 1 平方メートル （主な諸室） 保育室、事務室、医務室、相談室、地域子育て室、一時預かり室、調理室 屋外付帯工事（駐輪場、砂場等）				
6	工期 契約締結の日から 3 4 5 日間				
7	その他 本件については、開札の結果、株式会社サージ・コアと 2 6 9， 7 2 0， 0 0 0 円（※金額は消費税等相当額 1 0 %を含む。）で仮契約を行ったが、その後、保育所建築予定地である旧中央公民館の解体工事において、地中より想定以上の水が出たことにより、保育所を改築する上で地中部分の設計変更を行う必要が生じたため、当該変更に伴う工期の延長（4 5 日間）及び契約金額の増額（8 0， 9 0 5， 0 0 0 円）を行い、提出するもの。				

開 札 結 果 表

[illegible]

(※ 金額は消費税等相当額10%を含まない。)

<令和2年9月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第 8 6 号	所 管	財務課
件 名	令和元年度尼崎市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について				
内 容					
1 議決を求める理由 地方公営企業法第 3 2 条第 2 項の規定により、地方公営企業に生じた利益のうち、特定の用途目的を与えられていない未処分利益剰余金の処分は、条例又は議会の議決を経て行わなければならないとされていることから、その議決を求めるもの。					
2 処分内容 未処分利益剰余金 2,104,399,781 円のうち、建設改良積立金の取崩額 1,122,565,000 円は資本金へ組み入れ、残余については繰り越す。					
(単位：円)					
			未 処 分 利 益 剰 余 金		
当 年 度 末 残 高			2,104,399,781		
議 会 の 議 決 に よ る 処 分 額			△1,122,565,000		
		資 本 金 へ の 組 入 れ	△1,122,565,000		
処 分 後 残 高			(繰越利益剰余金) 981,834,781		

<令和2年9月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第 8 7 号	所 管	財務課
件 名	令和元年度尼崎市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について				
内 容					
1 議決を求める理由 地方公営企業法第 3 2 条第 2 項の規定により、地方公営企業に生じた利益のうち、特定の用途目的を与えられていない未処分利益剰余金の処分は、条例又は議会の議決を経て行わなければならないとされていることから、その議決を求めるもの。					
2 処分内容 未処分利益剰余金 508, 002, 373 円のうち、当年度純利益 354, 759, 070 円は建設改良積立金に積み立て、建設改良積立金の取崩額 153, 243, 303 円は資本金へ組み入れる。					
(単位：円)					
			未 処 分 利 益 剰 余 金		
当 年 度 末 残 高			508, 002, 373		
議 会 の 議 決 に よ る 処 分 額			△508, 002, 373		
建設改良積立金の積み立て			△354, 759, 070		
資 本 金 へ の 組 入 れ			△153, 243, 303		
処 分 後 残 高			(繰越利益剰余金) 0		

<令和2年9月定例会>

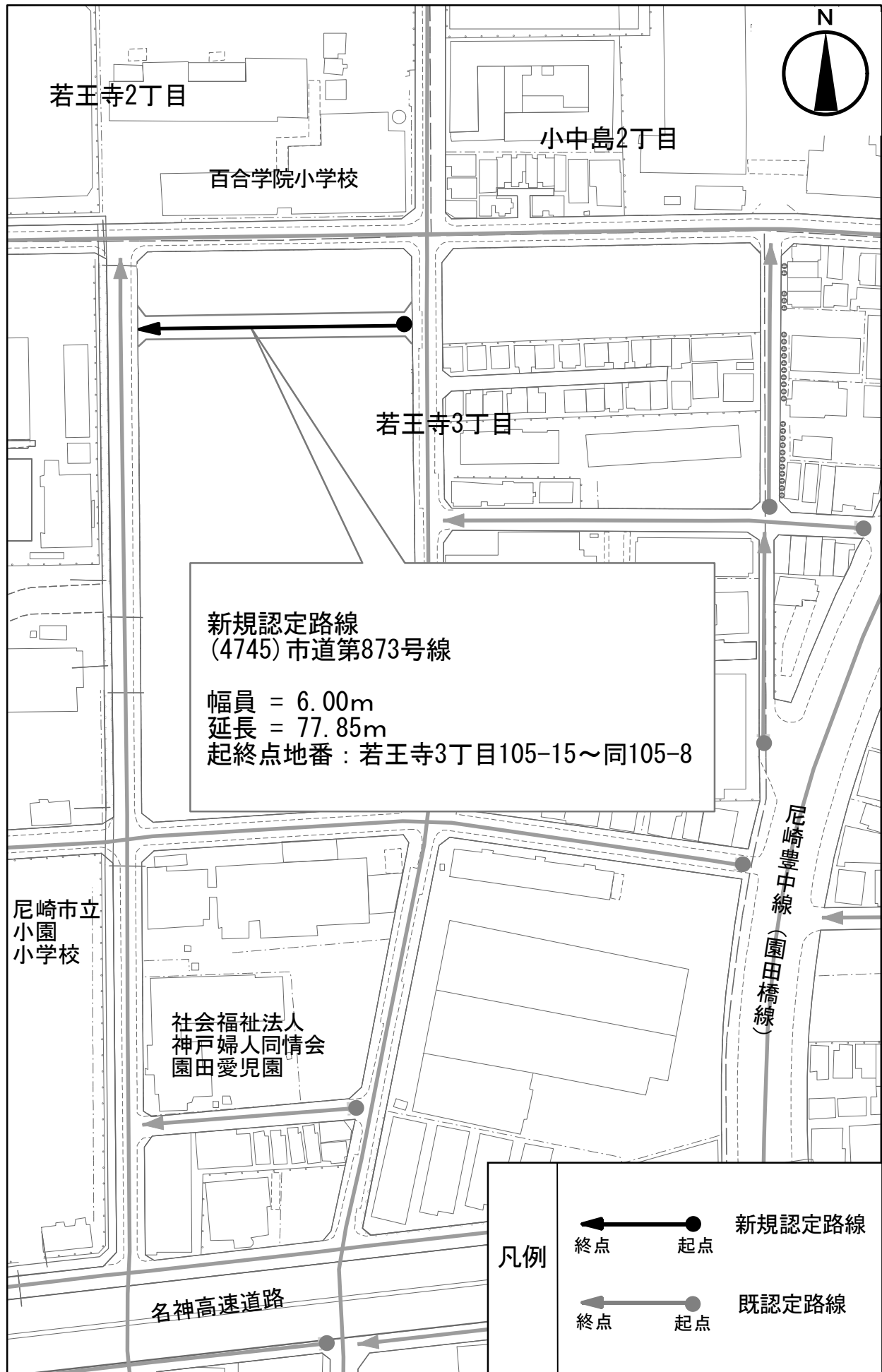
種 別	その他	番 号	議案第 8 8 号	所 管	財務課 ボートレース事業部 経営企画課
件 名	令和元年度尼崎市モーターボート競走事業会計未処分利益剰余金の処分について				
内 容					
1 議決を求める理由 地方公営企業法第 3 2 条第 2 項の規定により、地方公営企業に生じた利益のうち、特定の用途目的を与えられていない未処分利益剰余金の処分は、条例又は議会の議決を経て行わなければならないとされていることから、その議決を求めるもの。					
2 処分内容 未処分利益剰余金 9,354,242,958 円のうち、1,945,969,721 円は建設改良積立金に積み立て、670,000,000 円は一般会計へ繰り出し、建設改良積立金の取崩額 1,371,986,583 円は資本金へ組み入れ、残余については繰り越す。					
(単位：円)					
				未 処 分 利 益 剰 余 金	
当 年 度 末 残 高				9,354,242,958	
議 会 の 議 決 に よ る 処 分 額				△3,987,956,304	
建設改良積立金の積み立て				△1,945,969,721	
一 般 会 計 繰 出 金				△670,000,000	
資 本 金 へ の 組 入 れ				△1,371,986,583	
処 分 後 残 高				(繰越利益剰余金) 5,366,286,654	

＜令和２年９月定例会＞

種 別	その他	番 号	議案第 8 9 号	所 管	道路課
件 名	市道路線の認定について				
内 容					
1 理由 道路法第 8 条第 2 項の規定により、市道路線を認定するため、議決を求めるもの。					
2 対象路線					
(1) 認定しようとする路線					
路 線 名			起 点 ～ 終 点		
市 道 第 8 7 3 号 線			若王寺 3 丁目 1 0 5 － 1 5 ～ 同 1 0 5 － 8		

市道路線の認定図

別図



<令和2年9月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第 9 0 号	所 管	道路維持担当
件 名	工事請負契約の変更について（港橋耐震補強（その 2）工事）				
内 容					
1 変更理由 鋼管増杭補強及びコンクリート巻立補強の実施に先立ち、鋼矢板仮締切内の土を掘削したところ、既設橋脚の一部に予期せぬ折損が生じていたことから、安全性を確保するため、ただちに実施した交通規制に係る安全費を増額するもの。 加えて、当該橋脚の折損により、配筋計画の見直し等が必要となったことから、鉄筋工を増工するもの。					
2 契約の相手方 尼崎市崇徳院 2 丁目 5 5 番地 株式会社鍵田組 代表取締役 鍵田 智嗣					
3 契約金額 変更前 4 8 9 , 0 6 6 , 9 0 0 円 変更後 5 3 9 , 0 8 3 , 9 0 0 円 増 額 5 0 , 0 1 7 , 0 0 0 円 (※ 金額は消費税等相当額 8 %（増額分については 1 0 %）を含む。)					
4 契約工期 平成 3 1 年 3 月 8 日から令和 3 年 3 月 2 0 日まで（変更なし）					